

お知らせ

入院中の食事負担額等の変更について

今般の食材料費や光熱費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費(食事代)、生活療養費(居住費)に関する改正がありました。

これに伴い、令和8年6月1日より下記のように負担額が変更になるため、お知らせいたします。

●入院時食事療養費(1食につき)

区分		1食当たりの負担額	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日以降
現役並所得者・一般		510円	550円
低所得者Ⅱ	入院日数が90日以下	240円	270円
	入院日数が91日目以降*	190円	220円
低所得者Ⅰ		110円	130円
指定難病患者		300円	330円

*入院日数が90日を超えて区役所へ長期該当の申請をし、認定された場合は190円になります。

●居住費:65歳以上の方が療養病床に入院した時に係る(1日当たり)

区分		1日当たりの負担額	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日以降
65歳以上の方		370円	430円
指定難病患者		0円	0円